

市税の滞納処分を強化しています

☎ 税務課収納対策室（市役所 1 階①番窓口 ☎23-3331 内線267・268）

市税は、私たちが安心して健康な暮らしをするために重要な、福祉や保険などの社会保障のほか、ごみ処理・教育・道路整備など、さまざまな事業を進めるための大切な財源です。そのため、国民一人ひとりが期間内に納税することが義務付けられています。

市税を滞納することは、住民サービスに支障をきたすことにも繋がるほか、期間内に収めていく多くの方の公平性も欠くこととなります。そこで、市では納税の相談もなく、期間内に市税を納付しない方に、強制的な納税を行う財産の差押えを強化しています。

滞納処分とは

市が滞納者の財産を差押えすることです。

私債権とは異なり、市税を滞納している場合、市は裁判所に訴える必要なく差押えができます。

滞納処分の対象になる財産

- 債権・預貯金、給与、年金、生命保険、国・道税還付金など
- 不動産
- 自動車
- 無体財産権・出資金など

昨年度の滞納処分の実績

件数・453件（債権など）
徴収額・3千4百83万7千円



自動車の差押えの実例

市税などの滞納処分の流れ

期間内に市税の納付がない場合は、次の手順で滞納整理を行います。

- ① 督促
納期限後20日以内に「督促状」を送付します。
- ② 催告
自主納付を促すため、文書などで催告を行います。
- ③ 財産調査
国税徴収法・地方税法に基づき、徴税吏員が金融機関、勤務先、取引先などに質問や検査を行います。また、居宅などの捜索を行う場合もあります。

④ 差押え

再三の催告に応じず、納税の意志が見られない場合は、財産の差押えを行います。

⑤ 公売・換価

差押えた財産は、インターネットや公売会などで公売し、預貯金・保険などは現金化します。

⑥ 税金に充当

滞納処分は、滞納している税金がなくなるまで行います。

所得税還付金の差押え

確定申告をして所得税が還付になったときに、市税を滞納している場合は、還付金の差押えを行い、市税に充てます。

納税相談

失業や病気などのやむを得ない事情で、期間内に市税を納付できない場合は、早めに相談してください。市役所の開庁時間内に来庁できない方のために「夜間納税相談窓口」も開設しています。

詳しくは20ページ「行事・イベントひろば」をご覧ください。



マイナンバー

—社会保障・税番号制度—



図 市民課市民係（市役所1階①番窓口 ☎23-3331 内線276・282・283）

マイナンバーが必要になる手続き	担当課
国民健康保険	保険医療課国民健康保険係 (☎内線281・284～286)
後期高齢者医療	保険医療課医療給付係 (☎内線280・287)
医療費助成	
児童手当・児童扶養手当	児童家庭課児童家庭係 (☎内線317・323・325)
保育所の入所	児童家庭課保育係 (☎内線318・324)

今月から左記の手続きで、マイナンバーが必要になります。
通知カードと運転免許証などの身分証明書が個人番号カードを持参し、手続きをしてください。
詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

マイナンバーは
こんなときに使います



個人番号カードの
交付が始まります

個人番号カードの交付を申請した方には、今月下旬から個人番号カードの交付準備ができたことをお知らせする「交付通知書」を郵送します。交付通知書が届き次第、左記のものを持参し、市の窓口で本人が受け取りに来てください。

また、受け取りの際に暗証番号を設定しますので、指定された日に時間に余裕をもってお越しください。
※個人番号カードは申請順に作成されるため、申込多数の場合は、交付が遅れる場合があります

受け取りに必要なもの

- 交付通知書
- 通知カード
- 本人確認書類（運転免許証など）
- 住民基本台帳カード（お持ちの方）

！ 住所が変わったとき

転入や転居で住所が変わったときは、通知カードや個人番号カードに記載されている住所を変更する必要があります。

必ず住所変更する方全員の通知カードなどを市役所の窓口を持参し、手続きをしてください。